



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年10月29日(水) 号外(第3号)

## ■ 目次

告 示  
○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

## ■ 告示

## ◎群馬県告示第231号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年10月29日

群馬県知事 山本一太

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド  
(通称名 ortho-Methylfentanyl, o-Methylfentanyl) 及びその塩類
- (2) 2-[2-[4-エトキシフェニル]メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N, N-ジエチルエタン-1-アミン(通称名 5-Methyl etodesnitazene, Etoimethazene) 及びその塩類
- (3) 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート(通称名 4-PRO-O-DMT) 及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和7年10月30日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111